

館林市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市広告掲載基準要綱（平成19年館林市告示第114号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、館林市が発行する広報紙（以下「市広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の可能な範囲等)

第2条 市は、市広報紙上に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うものとする。

2 広告は、企業や事業所、商店等の広告とし、本市の広告媒体としての市広報紙の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載は、毎月1日号の市が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45.5ミリメートル、横86ミリメートル
- (2) 色 1色（原則白黒）

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、連続12か月を上限とする。

2 広告を掲載するときは、5月から翌年4月までの期間を1年度とし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告掲載料)

第6条 1枠の広告掲載料（以下「広告料」という。）は、月額1万5,000円とする。ただし、連続して6か月以上掲載する場合の広告料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 6か月から11か月まで 月額の広告料に掲載月数を乗じて得た額から1万5,000円を控除して得た額
- (2) 12か月 150,000円

2 前項の広告料には、消費税相当額を含む。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市広報紙及び市ホームページにより、年度ごとに行うものとする。

2 前項の規定による申込みが募集の枠数に満たないときは、随時行うものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「希望者」という。）は、館林市広報紙広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要な書類等を添付して、市長に申込むものとする。

2 市内に住所（所在地）を有しない希望者は、市町村税の納付状況（直近1年度分）を確認できる書類を提出するものとする。

3 申込みができる広告の枠数は、1広告主につき1枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

4 前項において、1広告主が複数枠の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。

(広告の掲載決定)

第9条 市長は、前条による申込みを受付けたときは、広告掲載要綱第10条の規定に基づき、広告審査委員会からの報告を受けた上で、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、館林市広報紙広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は館林市広報紙広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により、希望者に通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第10条 第7条第1項による募集において、広告の申込みが募集の枠数を超えるときは、次の順序により優先順位を決定するものとする。

- (1) 掲載希望期間の長い広告
- (2) 市内に限り事業所等を有する者の広告
- (3) 市内に事業所等を有する者の広告
- (4) 前各号に掲げる以外の広告

2 前項に規定する順位によっても、なお同順位のものがあるときは、抽選とする。

3 第7条第2項における広告掲載の優先順位は、申込みを受け付けた順とする。

(広告の掲載原稿)

第11条 掲載する広告の原稿は、広告主がEPS、AI形式等のデジタルデータにより作製し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の原稿作製に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告料の納付)

第12条 広告主は、掲載期間の広告料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲載はしない。

(広告料の返還)

第13条 納付した広告料は原則として返還しない。ただし、次の場合は広告審査委員会において審査し、納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

- (1) 掲載決定後又は開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合
- (2) 市広報紙のデザイン変更等により、広告の掲載形式が著しく変わり、広告主の掲載意図に沿わなくなった場合
- (3) その他、広告主の責に帰さない理由により、市が広告掲載を取消した場合

2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲載決定期間のうち、1日も掲載されていない月の広告料について返還するものとする。ただし、利子は付さない。

(広告の掲載取消し)

第14条 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは、館林市広報紙広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により、当該掲載を取消することができる。

(広告の掲載取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、市広報紙の広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成20年1月4日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は令和8年4月1日から施行する。